平成２１年（フ）第１６１２８号
神奈川県横浜市旭区左近山16―４　左近山団地１―22―103
破産者　中右　和宏
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４７号
埼玉県越谷市東越谷７丁目3048―２
破産者　笠原美智子（旧姓酒井）
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４８号
茨城県水戸市見川町2563―73
破産者　栗橋　正彦
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４号
石川県能美市緑が丘１丁目80番地
破産者　有限会社モリショウ
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０６号
埼玉県川口市差間１丁目18番２号
破産者　有限会社スリーペット
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
埼玉県戸田市美女木８―14―14、登記簿上の所在地埼玉県戸田市笹目８丁目６番７号
破産者　有限会社誠幸
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２０４９４号
東京都北区滝野川３丁目58番９号
破産者　株式会社五星
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７１号
東京都港区芝３丁目６番10号
破産者　株式会社ゾーンジャパン
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２０６号
東京都江戸川区船堀３丁目10―12―404
破産者　片山智子こと　李　　玉蘭
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３１号
東京都武蔵村山市残堀１丁目110番地３
破産者　平成土木有限会社
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５３２号
東京都武蔵村山市残堀１丁目110番地の９
破産者　柳　　育男
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９６９号
東京都日野市日野本町５丁目28番地の５田邊方
破産者　天野　幸子
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２２号
横浜市都筑区荏田南１丁目17番25号
破産者　天修工管有限会社
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区上里1203番地、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦424番地111
破産者　松田　八重
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第４９号
三重県南牟婁郡御浜町大字志原1782番地20
破産者　山本　卓也
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２０年（フ）第９５０４号
大阪市西区西本町１丁目12番６号
破産者　株式会社大設
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８８９号
大阪府和泉市桑原町280―２第六泉洋ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地広島県東広島市西条中央３丁目31番17号
破産者　株式会社デザインアンドソリューション
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８９５号
奈良県五條市大塔町宇井85番地の１
破産者　有限会社川北建設
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６００５号
大阪市住吉区遠里小野５丁目23番６号
破産者　株式会社ニューリース工芸
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２０号
大阪府摂津市鳥飼八防２丁目11番７号
破産者　株式会社西田製作所
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０６１号
大阪市西区新町３丁目９番21号
破産者　株式会社日邦通商
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４８号
大阪市平野区加美北９丁目８番28号
破産者　有限会社フジタカ
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部